

例 4年制大学卒 5年目

① 給与は27日に銀行振込支給	※ 金融機関の窓口での業務が休みの場合は、支給日は27日の前日の支給となります。		
② 本俸	1 - 27	171,500円 /月額	
③ 調整手当	支給対象	34,300円 /月額	(本俸×12%+8%)
	本俸+調整手当	計 205,800円 /月額	8%は特別な加算
④ 扶養手当	規程の支給条件に合致すれば規程に基づき支給		
	配偶者	6,000円	月
	子(扶養親族)	9,000円	月
⑤ 住居手当	規程の支給条件に合致すれば規程に基づき支給		
	該当者	15,000円	月
	暫定支給該当者	8,000円	月
⑥ 通勤手当	ア 支給の場合は、交通機関利用者は月額50,000円を上限とします。 イ 交通機関等を常例として利用し通勤する職員に支給します。 ウ 妥当な経路かつ廉価を支給の基本とします。 エ 通勤手当に関する交通費経費は、法人が認めた場合を除き、 <u>ICカード</u> による金額で支給となります。		
⑦ 管理職手当	支給対象のみ支給	該当外	
⑧ 主査手当	支給対象のみ支給	該当外	
⑨ 超過勤務手当	規程の支給条件に合致すれば規程に基づき支給		
	ア 超過勤務が45時間以下の時間の場合	25%	
	イ 超過勤務が45時間を超え60時間以下の時間の場合	35%	
	ウ 超過勤務が60時間を超える時間の場合	50%	
	エ ウで代替休暇を取得した時間	35%	
	オ 深夜勤務	50%	
	※ 超過勤務の対象は法定労働時間数を超えた場合です。		
⑩ 宿直手当またはショート手当	ア 母子生活支援施設のみです。 イ 該当回数は1ヵ月あたり原則3~5回を予定 金額は規程に基づき支給となります。ただし、トレーニング期間中は支給しません。 12月29日~1月3日を除く日 1回 5,200円 12月29日~1月3日 1回 6,500円 ウ ショート手当はショート利用があった時に支給となります。ただし、トレーニング期間中は支給しません。 1回 3,000円		
⑪ 特別手当 宿泊施設業務手当	ア 母子生活支援施設のみです。 イ 宿泊施設業務手当は、母子生活支援施設において21時00分より24時00分まで、または00時00分より06時00分までに業務に従事する職員および可能性のある職員にへ支給する。行事(利用者支援の外出宿泊プログラム)の手当です。 1泊2日は1回につき 5,000円 月		
⑫ 特別手当	ア 母子生活支援施設のみです。 イ 行事(利用者支援の外出宿泊プログラム)の手当です。 1泊2日は1回につき 7,000円 2泊3日以降、泊数にかかわらず1回につき 10,000円		
⑬ 報奨手当	ア 基本 防火管理手当 辞令での該当者 年 10,000円 加算 年 2,000円 資格手当および新規資格取得手当 該当資格：保育士、社会福祉士、精神保健福祉士 1資格年5,000円とし年10,000円を上限 イ 加算 資格手当および新規資格取得手当 該当資格：保育士、社会福祉士、精神保健福祉士 1資格年1,000円とし年2,000円を上限として⑬-アに加算		

ウ 報奨手当の特別な支給

入職後の次の資格取得に対して報奨手当を支給します。

・ 該当資格：

社会福祉士または精神保健福祉士、保育士
日商簿記1級または社会保険労務士、税理士

・ 支給金額 200,000円

⑬-イおよび⑬-ウについては、支給条件があります。該当者のみ支給です。また、永続的な支給ではなく、単年度での支給判断となっています。

⑭ 賞与支給の該当 (● 有 ○ 無)

※ 賞与は在籍期間で支給割合が異なります。

※ 概算計算ですが、給与・賃金の総額は次のようになります。

※ 1年間および支給対象が100%該当で計算してありますので、その点は含んでおいてください。

※ (例 給料[基本給]ベース)

本	171,500円 / 月額				
調	34,300円 / 月額				
特	5,000円 / 月額	⑪ 特別手当(宿泊施設業務手当)			
計	210,800円 / 月額	× 12月	=	2,529,600円 / 年額	
賞与	205,800円 / 月額	× 4.40月	=	905,520円 / 年額	
				3,435,120円 / 年額	合計A'

※ 合計Aに⑦通勤手当やその他の手当が加わります。

※ 賞与は在籍期間等の条件で支給割合が異なります。なお、平成30年度の賞与は、一般職員かつ通常勤務者で年間支給率を4.40ヵ月で予定しています。